

第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関して、平成21年度に改正された内容は、次のとおりである。

規則の名称	施行 年月日	内 容
職員の勤務時間、休日及び休暇	H22. 4. 1	1週間の勤務時間が38時間45分になること及び時間外勤務が月60時間を超えた場合にその超えた時間について時間外勤務代休時間を指定できることとなることに伴い、所要の改正を行った。